

事 務 連 絡
平成21年5月22日

各県立学校長 様
各教育機関の長 様
各教育事務所長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

新型インフルエンザ対策の「県内発生期の対応方針」の確定について
(通知)

標記については、下記及び別紙のとおりです。

記

1. 島根県教育委員会は、平成21年3月、「公立学校等における対応マニュアル」を策定しましたが、これは高病原性鳥インフルエンザ（H5N1型）がヒト型に変異するケースを想定したものであるため、今回の新型インフルエンザ（ブタ由来・H1N1型）に対して同マニュアルを一律かつ硬直的に適用することは適切でないと判断し、5月1日（金）、弾力的運用によって対処することを表明しました。
2. 特に「県内発生期」においては、同マニュアルでは、県内で感染者が一人でも確認された段階で全ての公立学校等に一斉臨時休業を求める内容となっていますが、5月13日（水）、弾力的運用の具体的内容として、「県内発生初期」「県内感染拡大期」に分けた段階的措置をとる旨の対応方針（案）を公表しました。
3. 一方、政府は、本日、今回のウィルスの特徴（感染力・病原性は通常の季節性インフルエンザと同程度）を前提とした、新たな「基本的対処方針」等を発表しました。
4. 新たな政府方針を踏まえ、島根県教育委員会の対応方針（案）との整合性をあらためて検証しましたが、整合性が確保されていることを確認しましたので、この対応方針を確定します。
5. なお、本日の政府発表資料については、島根県教育委員会ホームページの「現在までの状況」欄に掲載していますので、ご確認ください。

事 務 連 絡
平成21年5月22日

各市町村教育委員会 教育長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

新型インフルエンザ対策の「県内発生期の対応方針」の確定について
(通知)

標記については、下記及び別紙のとおりです。

記

1. 島根県教育委員会は、平成21年3月、「公立学校等における対応マニュアル」を策定しましたが、これは高病原性鳥インフルエンザ（H5N1型）がヒト型に変異するケースを想定したものであるため、今回の新型インフルエンザ（ブタ由来・H1N1型）に対して同マニュアルを一律かつ硬直的に適用することは適切でないと判断し、5月1日（金）、弾力的運用によって対処することを表明しました。
2. 特に「県内発生期」においては、同マニュアルでは、県内で感染者が一人でも確認された段階で全ての公立学校等に一斉臨時休業を求める内容となっていますが、5月13日（水）、弾力的運用の具体的内容として、「県内発生初期」「県内感染拡大期」に分けた段階的措置をとる旨の対応方針（案）を公表しました。
3. 一方、政府は、本日、今回のウィルスの特徴（感染力・病原性は通常の季節性インフルエンザと同程度）を前提とした、新たな「基本的対処方針」等を発表しました。
4. 新たな政府方針を踏まえ、島根県教育委員会の対応方針（案）との整合性をあらためて検証しましたが、整合性が確保されていることを確認しましたので、この対応方針を確定します。
5. なお、本日の政府発表資料については、島根県教育委員会ホームページの「現在までの状況」欄に掲載していますので、ご確認ください。